

議題 1 次期大阪市教育振興基本計画について

➤ 教育振興基本計画改訂(案)の概略について

- 教育振興基本計画に係る根拠法令2
- 本市と国の教育振興基本計画の関連性について4
- 改訂(案)の概略について5
- 基本理念6
- 改訂(案)の構成 3つの最重要目標及び9つの基本的な方向7

➤ 教育振興基本計画改訂(案)に掲げる予定の施策のうち、特に方向性の確認が必要な事項について

- 外国につながる児童生徒等(保護者を含む)への支援9
- 学力向上事業の再構築11
- 働き方改革～働きがい高め、教職の魅力を高めるための総合的な取組へ～14

教育振興基本計画に係る根拠法令

教育基本法	第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
大阪市教育行政基本条例	（教育振興基本計画の策定義務） 第3条 本市は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定めなければならない。 （教育振興基本計画の策定手続） 第4条 市長は、教育委員会と協議して、教育振興基本計画の案を作成するものとする。 2 教育振興基本計画は、市会の議決を経て定めなければならない。 3 市長は、第1項の規定による協議が調わなかったときは、教育委員会の意見を付して教育振興基本計画の案を市会に提出しなければならない。 4 教育振興基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 本市における教育の振興のための基本的な目標及び施策の大綱 (2) 前号に掲げるもののほか、本市における教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 5 市長及び教育委員会は、教育振興基本計画の案を作成するに当たっては、その基本的な事項についてあらかじめ学識経験を有する者の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。
こども基本法	第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

教育振興基本計画に係る根拠法令

- 国の教育振興基本計画を参酌する
→ 教育基本法 第17条第2項
- 市長は教育委員会と協議して教育振興基本計画の案を作成する
→ 大阪市教育行政基本条例 第4条第1項
- 学識経験を有する者の意見を聴く
→ 大阪市教育行政基本条例 第4条第5項
- 市民の意見を反映する
→ 大阪市教育行政基本条例 第4条第5項
- こどもの意見を聴く
→ こども基本法 第3条第3項 第4項
- 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合教育会議において協議する
→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3第2項
- 市会の議決を経る
→ 大阪市教育行政基本条例 第4条第2項

本市と国の教育振興基本計画の関連性について

大阪市教育振興基本計画

2次改訂

現行計画（前期取組）
・2030年以降の社会を
見据えている

現行計画改訂
（後期取組）

2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12

第3期教育振興基本計画
・2030年以降の社会を
見据えている

第4期教育振興基本計画
・2040年以降の社会を
見据えている

国の教育振興基本計画

改訂（案）の概略について

	現行大阪市教育局振興基本計画	計画改訂（案）
大綱の位置付け	教育振興基本計画	教育振興基本計画
計画期間	令和４年度～令和７年度 （８年間の前期取組）	令和８年度～令和１１年度 （８年間の後期取組）
教育基本法第１７条第 ２項に基づく参酌	国の第３期教育振興基本計画を参酌	国の第４期教育振興基本計画を参酌
めざすべき姿	２０３０年以降の社会を見据える	２０４０年以降の社会を見据える
構 成	第１編 大綱（基本理念・最重要目標） 第２編 施策（具体的な取組）	第１編 大綱（基本理念・最重要目標） 第２編 施策（具体的な取組）
基本理念	６頁参照	６頁参照（現行計画同様）
最重要目標	３つの最重要目標（７頁参照）	３つの最重要目標（７頁参照）
基本的な方向	９つの基本的な方向（７頁参照）	９つの基本的な方向（７頁参照）
施 策	３１施策	３１施策（検討）

基本理念

全ての子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立することをめざします

グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となることをめざします

改訂(案)の構成 3つの最重要目標及び9つの基本的な方向

最重要目標 1 安全・安心な教育の推進

- (1) 安全・安心な教育環境の実現
- (2) 豊かな心の育成

最重要目標 2 未来を切り拓く学力・体力の向上

- (3) 幼児教育の推進と質の向上
- (4) 誰一人取り残さない学力の向上
- (5) 健やかな体の育成

最重要目標 3 学びを支える教育環境の充実

- (6) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- (7) 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- (8) 生涯学習の支援
- (9) 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

教育振興基本計画改訂(案)に掲げる予定の施策のうち、 特に方向性の確認が必要な事項について

最重要目標１ 安全・安心な教育の推進

外国につながる児童生徒等(保護者を含む)への支援

最重要目標２ 未来を切り拓く学力・体力の向上

学力向上事業の再構築

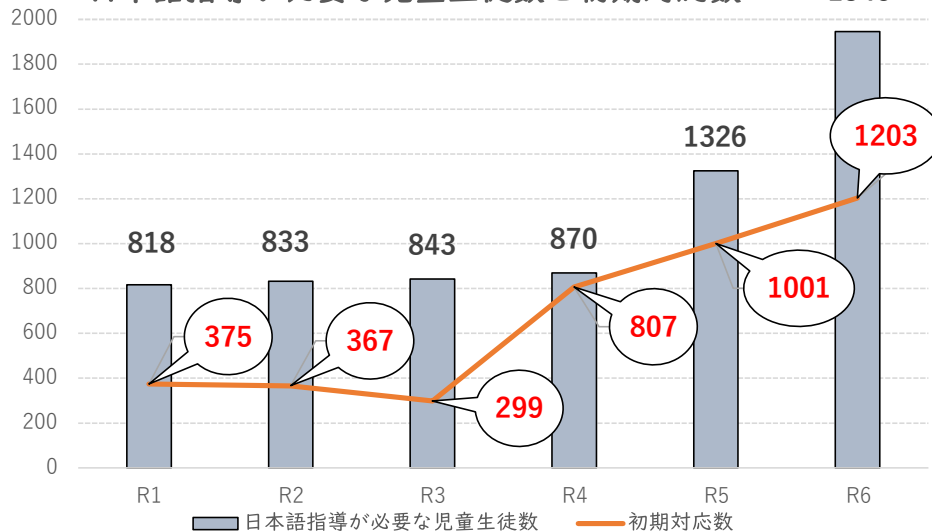
最重要目標３ 学びを支える教育環境の充実

働き方改革

～働きがい高め、教職の魅力を高めるための総合的な取組へ～

外国につながる児童生徒等（保護者を含む）への支援

日本語指導が必要な児童生徒数と初期対応数



課題

- ・外国から編入する児童生徒の急増により、教職員の負担が増加
- ・現状、急激な増加に十分対応できておらず、児童生徒の生活言語や学習言語の習得に向けた更なる体制整備が必要
- ・児童生徒が学校生活を過ごすうえで、保護者の日本語能力や学校文化への理解が必要

学校教育・学校図書館・社会教育
が連携し、多方面での取組を展開

取組

学校教育

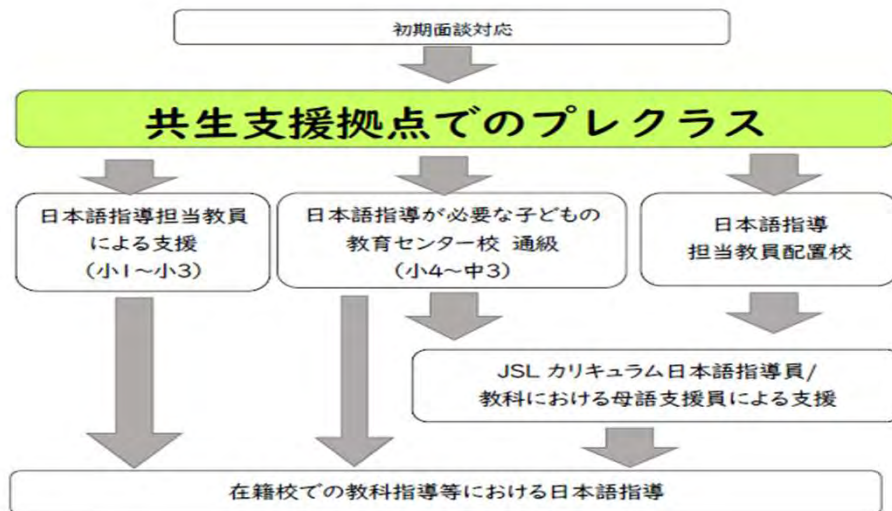
- ・ICT (KOTOBAL等) の活用
- ・共生支援拠点の機能強化
- ・日本語指導体制の充実

学校図書館

- ・学校司書を活用し、日本語指導担当教員と連携した新たな日本語指導の手法を検討
- ・市立図書館と連携した母語・母文化理解の促進

社会教育

- ・保護者を対象とした、学校文化に根差した日本語学習プログラムの開発及び日本語教室の実施を検討



外国につながる児童生徒の受け入れ・共生のための教育支援について ～「特別の教育課程」の制度に基づいた日本語指導に関わる支援～

令和6年度以前

令和7年度以降

在籍校での学校生活を中心とした日本語指導

①初期面談

@在籍校
▽通訳と共に外国での就学状況や日本語能力をはじめとした生活背景などを聞き取りながら、安心感や希望が持てるよう面談を実施。

②プレクラス

@※共生支援拠点
5時間/日×10日間
▽挨拶・お腹が痛いなどの学校生活で使う簡単な日本語（サバイバル言語）やチャイム・給食などの学校文化の学習を実施。

③日本語指導

【小1～3年生】@在籍校
2時間/週(全25時間)
▽※日本語指導協力者と教員が連携協力し抽出学習を実施。
【小4～中3年生】@センター校
2時間/週(半年～1年程度)
▽センター校に通級し担当教員と少人数学習を実施。

④高学年以上の学習言語の習得

【小4～中3年生】
@在籍校
2時間/週(年間30回)
▽教科言語の高度化に伴い、
※JSLカリキュラム日本語指導員/教科による※母語支援員と教員による※TTにより、抽出や授業への入り込みによる学習支援を実施。

※共生支援拠点⇒各ブロックに市内4カ所で、プレクラスを実施。もと鶴橋中学校「はばたき」以外は、小中学校の一部の教室を利用して運営。
※日本語指導協力者⇒小1～3の在籍校に日本語指導経験の豊富な指導員が来訪し、在籍校の教員と連携協力し抽出による日本語指導。
※センター校⇒小4～中3が在籍校からに通級し、専門性の高い教員により少人数で日本語指導。市内14校（小5中9）の一部の教室を利用して運営。
※JSLカリキュラム⇒「Japanese as a Second language」日本語の習得を通して学校での学習活動に参加するための力を育成するカリキュラム。
※母語支援員⇒児童生徒の母語による通訳が可能な支援員。
※TT⇒「Team Teaching」複数の指導者による指導体制の略称

《その他》

日本語担当教員配置校

▽日本語指導のための教員が配置され、抽出や少人数などにより学習を実施。

R4:11校、R5:11校、R6:15校、R7:28校

多言語・24時間対応可能に

左記①～④に加え

AI(機械)翻訳

学習者用端末に『KOTOBAL』を導入

- ・ 32言語の機械通訳
- ・ 23言語のリアルタイムAI通訳
- ・ 逆翻訳機能も実装
- ・ 児童生徒を基本に1年間使用可能

言語に関するその他の支援ツール

－ 保護者面談・遠足などで活用 －

R6年度導入

多言語リモート通訳システム

▽通訳者による対面での通訳を基本としつつ、少数言語や懇談集中時の人材不足に対応。保健室など突発的な対応においても活用。

ポケットーク

▽各校が所有するものや教育委員会への寄付80台を一定期間各学校に貸し出し、遠足など校外活動をはじめとした多様な場面で活用。

受け入れの現状

10年前～	初期面談	日本語指導が必要な児童生徒数
H27年度	249件	488名
R01年度	375件	818名
R06年度	1,203件	1,946名

【施策充実に向けた課題】

- ▼日本語指導に関わる「指導者の確保・場所の確保」
- ▼教員の授業等における負担軽減や日本語指導力の向上
- ▼外国人児童生徒の各家庭内言語環境に関する諸課題

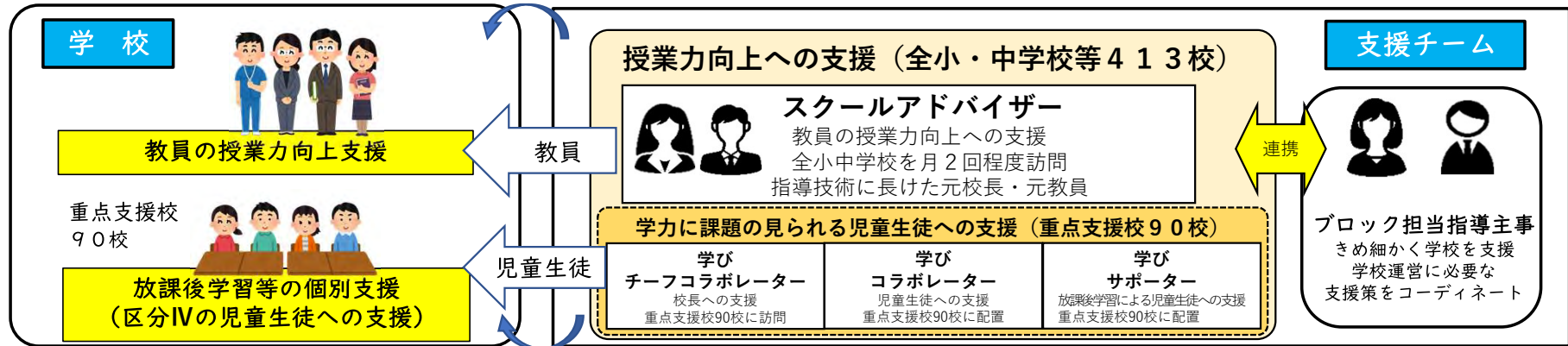
学力向上事業の再構築

1. これまでの主な学力向上事業

学力向上支援チーム事業（R4～）

支援対象校：全小・中学校及び義務教育学校（小学校：283校、中学校：130校）

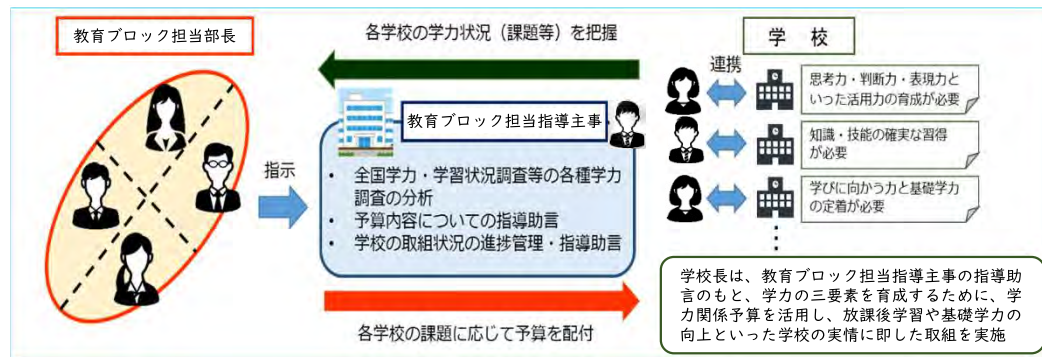
教育ブロック担当指導主事やスクールアドバイザー（指導技術に長けた元校長等）などから構成される「支援チーム」が全小・中学校及び義務教育学校（413校）を定期的に訪問し、教員の授業力向上を図る。さらに、学力に課題の見られる児童生徒（区分Ⅳ）の多い学校（90校）に対して、放課後学習等の個別支援を重点的に実施する。



ブロック化による学校支援事業（R2～）

支援対象校：全小・中学校及び義務教育学校（小学校：283校、中学校：130校）

全小・中学校等を（413校）を4つのブロックに分け、各教育ブロック担当部長のマネジメントのもと、教育ブロック担当指導主事と学校の連携を密にし、各教育ブロック内の学校の実情や課題に応じたきめ細かな支援を行う。また、放課後学習等の支援や、授業中のきめ細かな支援を行う学びサポーターを配置する。



<各教育ブロックにおける具体的な支援内容>

- 学びサポーターの配置
- 学習補助教材の配付
- 自主学習ノートの活用支援
- 先進的取組に向けた教職員研修の実施
- 各種検定の活用支援

学力向上事業の再構築

2. 成果と課題

- ・ 現行の大阪市教育局振興基本計画のもと、学力に課題の見られる児童生徒（区分Ⅳ）への支援を中心として「学力向上支援チーム事業」における「学校訪問による教員の授業力向上支援」「放課後学習等の個別支援」や「ブロック化による学校支援事業」における学びサポーターの配置を始めとした「ブロック課題に応じた個別支援」などの取組をすすめ、経年的に分析すると底上げが図られ小学校・中学校とも着実に学力向上がみられており（資料1）、全国平均を超える学校も増加している（資料2）。
- ・ しかしながら、本市の全国学力・学習状況調査の結果は依然として全国平均には届いていない。また、シンクタンク統括室で分析すると、区分Ⅳの児童生徒より上の中間層（区分Ⅱ・区分Ⅲ）、いわゆるボリュームゾーンにあたる層の学力向上の変化率は、区分Ⅳの変化率より小さいことがわかった（資料3）。
- ・ 一方で、2040年以降の社会を見据えると、社会で求められる力の育成とともに、自分の可能性を追求し自己決定を繰り返しながら生涯にわたり学び続けていく力が必要（資料4）となる。
- ・ このような状況を踏まえ、今後の更なる学力向上に向けては、誰一人取り残さない学力の向上を基本的な方向として掲げ、これまでの学力に課題の見られる児童生徒への支援に加え、それよりも上のボリュームゾーンにあたる層への支援も視野に、本市のすべての児童生徒が学ぶ楽しさや学ぶ意義・必要性を実感するとともに、自分の可能性を追求し、生涯にわたり様々なステージにおいて必要な知識・能力を自ら学び続けていく力を伸ばしていく必要がある。

以上の観点を踏まえ令和8年度の大阪市教育局振興基本計画の改訂に合わせて、学力向上事業の再構築を行う

学力向上事業の再構築

3. 学力向上事業の再構築の方向性

視点①教員の授業力向上

- 採用10年目までの教員が半数以上を占める本市において、学校現場からも教員の授業力向上のためのサポートが求められている。
- シンクタンク統括室で本市の全国学力・学習状況調査結果を分析したところ、SES（社会経済的背景）の高低にかかわらず探究的な学びに取り組んでいる児童生徒は、取り組んでいない児童生徒に比べて学力が有意に高いことが示唆された（資料5）。



これまでの成果をふまえ、子どもの学びを支え、学力に大きな影響を与える「教員の授業力向上」支援を中心にしながら、習得した知識を再現したり活用したりする質の高い探究的な学びを推進していく。あわせて、この取組をより効果的で持続可能なものにするために、管理職のマネジメント力向上をはじめとして、各学校をきめ細かくサポートする支援体制の整備を図る。以上の観点で学力向上支援チーム事業等を再構築する。

視点②児童生徒への個別支援

- 国の中央教育審議会義務教育の在り方ワーキンググループ審議まとめでも、一人一人の「よさを徹底的に伸ばす」ことに対応できる学校教育の実現が示されている。
- 学力の伸び悩む児童への支援について、国算学びサポーターを配置するなどのこれまでの取組の結果、対象児童の学力が向上するのみならず、周りの学力に課題の見られる児童も学力が向上するといった成果が見られた（資料6）。



これまでの成果を踏まえ、個別最適な学びの充実に向け、従前の学びサポーターの配置に加えて、国算学びサポーターの配置やICTコンテンツの整備など、校長のリーダーシップのもと個別支援の充実を重点的に実施したい学校を広く支援できるようにする。以上の観点でブロック化による学校支援事業を再構築する。

働き方改革 ～働きがい高め、教職の魅力を高めるための総合的な取組へ～

これまでの働き方改革による取組

- ✓ 長時間勤務の解消
- ✓ ワークライフバランスの確立
- ✓ 職場の風通しがよく、職場に起因するメンタル不調が発生しにくい状態

働きがい高めるための新たな取組

- ✓ 心理的安全性が確保された中で、貢献感とやりがいを感じられる職場風土改革
- ✓ 多様な個性とキャリアプランに応じた人材育成
- ✓ 高い専門性と役割に応じた魅力ある処遇

教員の働き方満足度日本一

教員の職の魅力向上

子どもたち一人ひとりの個性や可能性に寄り添い、高い専門性を発揮できる教員へ

全ての子どもたちへのより良い教育の実現

働き方改革 ～働きがい高め、教職の魅力を高めるための総合的な取組へ～

これまでの経過

令和元年12月 「学校園における働き方改革推進プラン」 策定

令和5年5月 第2期プラン（令和5年度～令和7年度）策定

＜月平均時間外時間＞

全教員	平成31年度①	令和6年度②	②－①
小学校	28:03	23:34	▲ 04:29
中学校	43:41	37:31	▲ 06:10
幼稚園	26:56	20:28	▲ 06:28

＜満足度調査＞

年度	満足度指数
R4	60.9
R5	62.0
R6	63.9

➤ プランに基づく様々な取組の成果により、時間外勤務が着実に減少するとともに、満足度指数も高まってきている。

【主な取組】スクールサポートスタッフ・部活動指導員の配置、欠席連絡等アプリ・採点支援システムの導入、本務教員による欠員補充制度など

課題

学校園や個人によって長時間勤務に濃淡が見られることに加え、次の課題が生じている。

休職者

本市教員の精神疾患による
休職者の割合が高止まり

＜教育職員の精神疾患休職者の割合＞

	R3	R4	R5
大阪市 (%)	1.05	1.39	1.11
全国 (%)	0.64	0.71	0.77

※ 公立学校教職員の人事行政調査

離職率

普通退職者数が増加傾向

＜新規採用者及び普通退職者の推移＞

	R4	R5	R6
新規採用者(人)	578	667	631
普通退職者(人)	240	285	283

人材確保

4年連続で教員採用テストの受験者が減少
するとともに、競争倍率も低下傾向

＜教員採用テスト受験者等の推移＞

	R2	R3	R4	R5	R6
受験者(人)	2,632	2,549	2,226	2,126	1,961
幼稚園(倍)	9.2	17.5	7.3	3.3	3.7
小学校(倍)	2.6	2.9	2.4	2.3	2.1
中学校(倍)	3.1	4.4	3.4	3.7	3.2